

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第162号

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成18年野田市告示第46号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 訓練促進給付金（第2条—第13条）
- 第3章 修了支援給付金（第14条—第18条）
- 第4章 訓練促進継続給付金（第19条—第28条）
- 第5章 修了支援特別給付金（第29条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、母子家庭の母等又はひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、予算の範囲内において、訓練促進給付金及び修了支援給付金並びに訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もって母子家庭及び父子家庭の自立を促進することを目的とする。

第1条の次に次の1条及び章名を加える。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母等 母子家庭の母（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配

偶者のない女子であつて現に 20 歳未満の児童を扶養しているものをいう。) 又は父子家庭の父 (同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて現に 20 歳未満の児童を扶養しているものをいう。) をいう。

- (2) ひとり親家庭の親 法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて、民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 877 条の規定により現に 20 歳以上の子その他これに準ずる者 (以下単に「子」という。) を扶養しているものをいう。
- (3) 訓練促進給付金 法第 31 条第 2 号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第 2 号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。
- (4) 修了支援給付金 法第 31 条第 3 号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。
- (5) 訓練促進継続給付金 訓練促進給付金の受給中に扶養する児童が 20 歳に達した者に支給する訓練促進給付金と同等の給付金をいう。
- (6) 修了支援特別給付金 訓練促進給付金の受給中に扶養する児童が 20 歳に達した者に支給する修了支援給付金と同等の給付金をいう。

第 2 章 訓練促進給付金

第 2 条の見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条中「母子家庭の母 (法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であつて現に 20 歳未満の児童を扶養しているものをいう。) 又は父子家庭の父 (法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて現に 20 歳未満の児童を扶養しているものをいう。) (以下「母子家庭の母等」という。)」を「母子家庭の母等」に、「該当する者」を「該当するもの」に改める。

第 3 条の見出し中「訓練促進給付金の」を削る。

第 4 条の見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条第 1 項中「、48 月」の次に「(訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業する場合であつて、通算期間が 60 月を超えるときは、通算 60 月)」を加え、同条第 2 項中「消滅した日」を「消滅する日の前日」に改める。

第5条の見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条第1号中「（明治29年法律第89号）」を削る。

第6条第1項中「修了支援給付金」の次に「並びに訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金」を加え、同条第2項中「訓練促進給付金」の次に「及び訓練促進継続給付金」を加える。

第7条の見出し及び第8条の見出し中「訓練促進給付金の」を削る。

第9条の見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条中「以下」の次に「この章において」を加え、「）が」を「）は」に改める。

第10条の見出し及び第11条の見出し中「訓練促進給付金の」を削る。

第12条の見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第13条中「見出し中「訓練促進給付金の」を削り、同条の次に次の章名を加える。

第3章 修了支援給付金

第14条の見出し中「修了支援給付金の」を削り、同条各号列記以外の部分中「第16条」の次に「及び第29条」を加え、同条第3号中「修了支援給付金」の次に「又は修了支援特別給付金」を加える。

第15条から第18条までの見出し中「修了支援給付金の」を削り、同条の次に次の章名を加える。

第4章 訓練促進継続給付金

第19条を次のように改める。

（支給対象者）

第19条 訓練促進継続給付金の支給対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されているひとり親家庭の親であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日（第29条において「20歳到達日」という。）以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 母子家庭の母等として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において

修業し、子を扶養している者

- (2) 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（当該所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き支給対象者とする。）。ただし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しない。
- (3) 第3条に定める資格を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関（訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業する場合の当該養成機関を含む。）において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者
- (5) 過去に訓練促進継続給付金の支給を受けていない者又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業する者

第20条を第35条とし、第19条の次に次の9条、1章、章名及び1条を加える。

（支給期間等）

第20条 訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月（訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業する場合であって、通算期間が60月を超えるときは、通算60月））から訓練促進給付金（訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業する場合にあつては、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金）の支給期間を差し引いた期間を超えない期間とする。

- 2 訓練促進継続給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わる。

（支給額）

第 2 1 条 訓練促進継続給付金の支給額については、第 5 条の規定を準用する。

(支給の申請)

第 2 2 条 訓練促進継続給付金の支給を受けようとする者は、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第 7 条第 2 項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(支給の決定等)

第 2 3 条 市長は、前条第 1 項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、訓練促進継続給付金の支給の可否及び支給するときにおける訓練促進継続給付金の額を決定し、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給（不支給）通知書により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第 2 4 条 前条の規定により訓練促進継続給付金の支給の決定を受けた者（以下この章において「支給決定者」という。）は、当該決定に係る支給決定者及び当該支給決定者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき又は世帯を構成する者に異動があったときは、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更申請書に第 7 条第 2 項に掲げる書類を添付して、14 日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(変更の承認等)

第 2 5 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認するときにおける訓練促進継続給付金の額を決定し、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金支給要件変更承認（不承認）通知書により支給決定者に通知するものとする。

(支給等)

第 2 6 条 支給決定者は、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金請求書を第 2 0 条第 2 項に規定する期間における各月の翌月 1 0 日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により訓練促進継続給付金の支給の請求を受けたときは、速やかに、当該訓練促進継続給付金を支給するものとする。

(受給者の状況確認等)

第27条 市長は、訓練促進継続給付金の支給を受けている者（以下この章において「受給者」という。）が養成機関に在籍していること等を確認するため、受給者に対し、修得単位証明書の提出、出席状況に関する報告等を求めることができる。

- 2 市長は、受給者が養成機関を休学又は1月以上の欠席をしたときは、訓練促進継続給付金の支給を一時的に停止することができる。

- 3 受給者は、第19条に規定する要件に該当しなくなったときは、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失届により14日以内に市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 受給者は、年度末及び修業期間が修了したときは、養成機関における在籍を証明する書類又は修業の修了を証明する書類を市長に提出しなければならない。

(支給の決定の取消し)

第28条 市長は、前条第3項の資格喪失届を受理したとき又は受給者が支給要件に該当しないと認めるときは、支給の決定を取り消し、野田市母子家庭等高等職業訓練促進継続給付金受給資格喪失通知書により当該受給者に通知するものとする。

第5章 修了支援特別給付金

(支給対象者)

第29条 修了支援特別給付金の支給対象者は、養成機関におけるカリキュラムを修了した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 修業開始日（訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関において修業した場合にあっては、准看護師の養成機関における修業を開始した日）において母子家庭の母等である者
- (2) 20歳到達日以後及び修了日において、児童扶養手当法の規定による児

童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（当該所得水準を超えた場合であっても、その後１年間に限り、引き続き支給対象者とする。）。ただし、児童扶養手当法施行令第６条の７の規定は適用しない。

- (3) 過去に修了支援給付金又は修了支援特別給付金の支給を受けていない者（支給額）

第３０条 修了支援特別給付金の支給額については、第１５条の規定を準用する。

（支給の申請）

第３１条 修了支援特別給付金の支給を受けようとする者は、修了日から起算して３０日以内に野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- ２ 前項の申請書には、第１６条第２項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（支給の決定等）

第３２条 市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、修了支援特別給付金の支給の可否及び支給するときにおける修了支援特別給付金の額を決定し、野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金支給（不支給）通知書により申請者に通知するものとする。

（支給等）

第３３条 前条の規定により修了支援特別給付金の支給決定を受けた者は、野田市母子家庭等高等職業訓練修了支援特別給付金請求書を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定により修了支援特別給付金の支給の請求を受けたときは、速やかに、当該修了支援特別給付金を支給するものとする。

第６章 雑則

（給付金の返還等）

第３４条 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により訓練促進給付金及び修了支援給付金並びに訓練促

進継続給付金及び修了支援特別給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又は給付金の支給の条件に違反したとき。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。